

議員提出議案第2号

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成30年6月22日

岩倉市議会議長 黒川 武 殿

提出者 岩倉市議会議員

仲谷 規子

賛成者 岩倉市議会議員

塚本 秋雄

岩倉市議会議員

梅村 均

岩倉市議会議員

鬼頭 博和

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択されました。

核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。

同条約は50カ国が批准した時点から90日後に発効します。9月20日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続きが始まりました。同日中に50カ国以上が署名し、3カ国が既に批准書を持参しています。今後は発行に向けて署名した国々の国内で批准手続きが行われていくことになります。

この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、12月10日には2017年のノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与されました。

また、世界162カ国7,536都市に加盟都市を持つ平和首長会議は2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発行を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決しました。

さらには、岩倉市議会は、平成7年12月20日に、戦争のない世界、核兵器のない世界の実現を目指して、核兵器廃絶平和都市宣言を行っています。

よって、政府に対し、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に署名し批准されるよう強く求めるとともに、国際社会が協力して核軍縮を進める体制確立を目指し、政府が進める「賢人会議」等により核保有国と非核保有国の橋渡しとして、核兵器のない世界に向けて、なお一層の役割を果たしていくよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年6月22日

岩 倉 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣